Ⅱ	損益外減価償却相当額		1,046,212,436
Ⅲ	損益外除売却差額相当額		23,705,404
Ⅳ	引当外賞与見積額		△ 1,433,009
Ⅴ	引当外退職給付増加見積額		298,163,000
Ⅵ	機会費用		
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	823,146,387	
	無利子融資取引の機会費用	11,129,593,695	11,952,740,082
Ⅶ	行政サービス実施コスト		77,729,260,450

行政サービス実施コスト計算書注記

⑴　引当外退職給付増加のうち、国等からの出向職員に係るものが4,347,000円含まれており、国家公務員退職手当法に基づき期末在職出向職員に係る自己都合要支給額の当年度増加額を計上しております。

⑵　都道府県に対して、高等学校又は専修学校の高等課程に入学する者に学資の貸与を行うための資金を支給していることにより、業務費用13,464,762,000円を計上しておりますが、これに対応する収益は国から受け入れた高等学校等奨学金事業交付金収益であるため、行政サービス実施コストに同額の費用が含まれております。

利益の処分に関する書類

平成25事業年度

（単位：円）

区　分	金　額	
Ⅰ　当期未処分利益		5,611,360,790
当期総利益	5,611,360,790	
Ⅱ　積立金振替額		624,125,227
前中期目標期間繰越積立金	624,125,227	
Ⅲ　利益処分額		6,235,486,017
積立金	6,235,486,017	

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

1．運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。ただし、国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、業務達成基準を適用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	1～54年
構築物	1～58年
工具器具備品	1～23年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券

償却原価法（定額法）

6．未収財源措置予定額の計上基準

⑴　第一種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第22条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第19条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

⑵　第二種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第二種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている第二種学資金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

⑶　第二種学資金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額

第二種学資金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

⑷　法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、「債権管理規程」及び「中期目標」に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

⑸　旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。